

## 第 3 日

1. 令和2年6月10日午後1時30分招集
2. 令和2年6月10日午後1時30分開会
3. 令和2年6月10日午後4分40分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(10名)

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 荒 木 宏 太  | 2 番 白 木 淳    | 3 番 齊 木 幸 男 |
| 5 番 竹 下 周 三  | 6 番 高 木 洋一郎  | 7 番 秋 丸 要 一 |
| 9 番 庄 山 忠 文  | 10 番 池 田 龍之介 | 11 番 森 潤一郎  |
| 12 番 蒲 池 恭 一 |              |             |

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(2名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 4 番 坂 本 敏 彦 | 8 番 松 村 慶 次 |
|-------------|-------------|

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 中 嶋 光 浩 | 書 記 | 西 原 利 沙 |
|---------|---------|-----|---------|

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

|              |         |           |         |
|--------------|---------|-----------|---------|
| 町 長          | 高 巢 泰 廣 | 副 町 長     | 松 尾 栄 喜 |
| 教 育 長        | 岡 本 貞 三 | 総 務 課 長   | 上 原 真 二 |
| 総合支所長兼農林振興課長 | 富 下 健 次 | 会 計 管 理 者 | 泉 法 子   |
| まちづくり推進課長    | 石 原 康 司 | 健康福祉課長    | 坂 口 圭 介 |
| 商工観光課長       | 大 山 和 説 | 農業委員会事務局長 | 松 尾 修   |
| 学校教育課長       | 下 津 隆 晴 |           |         |

12. 議事日程

日程第1 一般質問

---

開議 午後1時30分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

本日は多くの皆様方に傍聴していただきまして、ありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

本日は4番、坂本議員、8番、松村議員から欠席届が提出されております。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、一般質問を行います。本日は3人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行います。質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。第1答弁については登壇して行うことといたします。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に秋丸議員の発言を許します

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 皆さん、こんにちは。7番議員の秋丸要一です。

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、議会傍聴の人数制限という異例の措置となり、町民の皆様には誠に申し訳ございません。また、モニターにて御視聴の皆様にはこの場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、私の議員活動も町民の皆様を支えられ丸2年が経過しました。これからも町民の安心安全と豊かな生活を守るため、常に町民目線で町の振興と発展のため努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、2020年の始まりとともに、世界的異変と思われることが多く起きるようになりました。昨年の12月初旬中国武漢から発生し、世界中へと感染が拡大している新型コロナ肺炎は今や約220以上の国や地域で、本日現在713万8,885人が感染し、40万6,925人が死亡しています。我が国においても感染者数1万7,929名、死亡者数936名となっています。先月末に緊急事態宣言は解除され、現在は小康状態となっていますが、今後、第2波、第3波の到来を見据えた感染拡大防止のための医療体制の充実、経済支援の両立が求められます。政府においては国民とリスクコミュニケーションを取りながら、さらなるコロナウイルスの感染拡大の阻止と、経済支援面でのより明確な対応策を全力で講じてほしいと思います。私たちも感染拡大防止に努め、我が町の住民に感染が及ばないうちに、一刻も早く終息することを願うばかりです。

それから、新型コロナ肺炎が発生した、その中国において5月28日、中国全人代において習近平政権は、香港に対して国家安全法制を導入しました。アメリカのトランプ大統領は中国に対して翌日の5月29日、歴史的な声明を出しました。その内容の1つ目はWHOの脱退宣言、2つ目は米国内の中国人留学生、大学院生、学者などの国外追放、3つ目は中国企業の米国株式市場からの追放、4つ目は香港の優遇措置を停止する。これはトランプの対中宣戦布告ともいえる内容です。これらが実行されれば国際秩序は一変することとなり、世界の覇権争いはますます激化します。米中冷戦の下、我が国はどう進むべきなのか早急に進路を探り、どちらの陣営につくか旗幟を鮮明にしなければならなくなるときがくると思います。それによって日本経済、安全保障、国家体制、そして我々、一般国民の生活環境がどうなるのか、その影響は計り知れないものと思

います。

一方では、世界の金融バブルの崩壊がいつ起きても不思議ではないと、多くの情報ベースが報じていて、その可能性を示唆しています。世界経済の減速や消費税増税で不透明感を増していた日本経済に、今回の新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけていて、まさに最悪の状況にあります。この先さらなる景気の減速が懸念されます。これから何が起こるのでしょうか。まさに私たちは激動激変の時代に突入しつつあると言っても過言ではないでしょう。この不穏な時代を皆さんとともに乗り越えていきましょう。

前置きが長くなりましたが本題に移ります。今回、私は町行財政運営について3項目を町長に質問いたします。まず一番目、財政健全のため公共施設等の維持管理費用の策定について。2、個別施設の整理、統合、除却等について。3番、基金の運用について。質問の要旨は以上であります。執行部におかれましては、より簡潔な答弁を求めます。この後は質問席にて行います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、こんにちは。

（こんにちは。）

本日は傍聴席、そしてまたテレビモニターで傍聴をいただき、誠にありがとうございます。ただいま秋丸議員より、3点の質問がございましたので、それに対してお答えをいたしたいと思えます。

まず1点目、財政健全化のため公共施設等の維持管理費の策定について問うということでございます。維持管理の策定という質問でございますが、維持管理費の推計は行っており、公共施設個別施設計画策定のための聞き取り調査等において、維持管理費については実績の調査を行っているところです。なお、この個別施設計画には、施設の維持管理に関する方針として、幾つかの目標を掲げることとしています。例えば、維持管理費を抑制するために、施設の必要性を検証すること、そして使用料の適正化、見直しを図ること、施設の更新、施設の建て替えに当たっては、複合化を行うことで施設の総量を縮減していくことということです。

次、2点目の個別施設の整理、統合、除却等について問うということでございますが、国では、平成25年にインフラ長寿命化基本計画が策定されまして、地方はこの行動計画といたしまして総合管理計画及び個別施設計画の策定が必要となりました。和水町では、平成28年3月に総合管理計画を策定したところで、この計画を基本とした個別施設計画を令和2年度までに策定しなければなりません。特に合併町村である本町にとっては、旧町ごとに類似した老朽施設や遊休施設が存在し、また、近年の人口減少、少子高齢化などの社会の動向や、厳しさを増す財政状況を考慮すると、慎重な整理統合に取り組む必要があると考えます。このまま人口減少等が進むと仮定した場合、将来的には、類似施設の一体化も十分考えられます。具体的な進捗状況につきましては、後ほど総務課長より答弁をいたします。

次、3点目です。基金の管理について問うということでございます。このことは昨日、池田議員からも御質問がありましたけれども、回答はほぼ同じことでございますけれども、あえて答弁

をさせていただきます。秋丸議員の質問にお答えいたします。質問の内容は、基金の運用について問うということです。まず現在の状況から説明を申し上げます。現在の基金の残高は令和2年6月8日現在で80億1,736万6,563円であります。目的別に15基金、預け先は指定金融機関の肥後銀行と収納代理金融機関の玉名農協、そして債券は、みずほ、野村、大和、SMB C日興証券に投資をしています。金融機関ごとの預金額は、肥後銀行の定期が32億7,310万1,635円、債券の利息専用の決済預金が5,059万7,606円、玉名農協の定期預金が33億1,605万3,530円、決済用預金が1億7,761万3,792円、国債などの債券が12億円となっております。

町の今後の対応といたしましては、満期分につきましては、その都度、金融機関から利率の見積りを取り、より有利な預け入れ先を検討するとともに、各金融機関の均衡性なども視野に入れ、安心、確実に効率的な公金管理に努めてまいります。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 秋丸議員の（2）の個別施設の整備、統合、除却等について問うという中で、今、町長答弁より具体的な進捗状況等々につきまして、説明を私のほうから申し上げます。

現在、公共施設の個別の管理計画策定に取り組んでおりますけれども、旧町ごとにそれぞれ存在しております類似施設をニーズや利用状況を踏まえて、今後10年間の現状維持、長寿命化計画、また統合、廃止等の個別方針をお示しする予定でございます。現在、調整作業を進めておりますけれども、人口減少、少子高齢化が急速に進む中であって、旧町に有しておりました類似施設等々については、費用対効果等を参考にしながら、長寿命化であったり、現状維持であったり、整理、統合、除却を図っていくことになると思います。

今後、できるだけ早く、この公共施設の個別計画素案を議員の皆様方にお示ししたいというふうに考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 私が聞きたいのはですね、維持管理費がどうなってるかということを開きたかったんですけども、残念ながらその資料がないということですよね。そうですね。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） まずは、秋丸議員の質問の要旨で、公共施設等の維持管理費の策定という文言の御質問がございます。これを私なりに解釈いたしますと、各公共施設ごとの経費、そういった策定ですね、それをまとめたものというふうに理解をした上で回答申し上げます。管理費ですけれども、昨年12月9日、全員協議会の折にですね、これから先の、今後の財政状況の見通しということで時間を割いていただきまして、説明を申し上げたところでございます。その支出の中に維持補修費というのがございます。これも平成25年度から平成30年度までは決算状況によってお示しをいたしております。その後につきましては、令和元年度は、当時はそのときの

予算、そして令和2年度から令和5年度までにつきましては、決算状況を見ながら、そしてなおかつ現在分かっております大きな工事等々も含めたところでですね、その伸び率としてお示しを申し上げております。当時、申し上げておりますのは平成30年度決算の、前年度1%伸びで試算をしているというところでございます。こういった形で全体的にはお示しをして説明をいたしたところでございます。

それと、なぜ各個別、個々の個別計画の数字が出てないかということでございますが、維持管理費につきましては、主に光熱水費、それと管理の委託料ですね、そういったもの、例えば委託料と申し上げますと、清掃費、夜間警備、消防法に基づく点検費、浄化槽費もろもろございます。そういったものは毎年、毎年変わるような、金額が大幅に変わるような委託ではございません。特に変わりますのは修繕料、それと大型の修繕料であったり、それに伴う工事請負費が、この大小で毎年の金額というのが左右されるわけでございます。そういった意味からしますと、今回計画いたしております公共施設の個別計画、この個別計画が秋丸議員がおっしゃられる必要性の、もうまずはスタートラインを切るというところなんです。この個別計画に沿って、例えば数年後はこの施設がなくなるとかですね、統合するとか、そうしますと、それに基づいて将来の維持管理費の試算ができるということになろうかと思えます

例年、予算査定の中でですね、そういった厳しい維持管理費につきましては査定を行っているところでございますし、おっしゃる維持管理費、財政がどうしてこういった個別、個別をずっとやらないかと申し上げますと、先ほど申し上げました12月の今後の見通しの中で、維持管理費につきましては平成30年度決算では支出の0.77%、平成29年度決算につきましては全体の1.8%にすぎないというのはちょっと言葉があれですけれども、そういった中でですね財政のほうではそのほか扶助費であったり、人件費、投資的経費、公債費、借金ですね、そういったものの返済費、もろもろの全体を見た中で、何度も申し上げますが、毎年1回、見通しというのは報告をさせていただいてるところでございます。議員がおっしゃる各個別ごとの維持管理費の把握と申しますのは、それが不要ないということではございません。行政財産として各課が管理します。そういった中で必要に応じてしっかりと検討はしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 今ですね、維持管理費は毎年作ってないと。でも維持管理費というのは1.8%ぐらいであるということでもありますので、ということはもう大勢には影響ないということですよ、あなたが言ってるのは。合併してからもう15年目になるんですよ。ほとんどそのままでしょ全てが。ここ二、三年、ちょっと除却とかそういうのもありましたけども、ほとんどそのままになっておりますよね。今の言い方だったらですよ1.8%ぐらいというような、あんまり大勢に影響ないから、そのままにでもいい、私はそういうふうに聞こえました。じゃなくてですね、やっぱり大切な町の財産ですので、やっぱり見直すべきところは本気で見直してもらって、新しい取組をどんどんしていかなくはならないので、やはり無駄と言ったらいかんけども、そういう部分がもしあれば、どんどん実行計画を立てて、やっぱり取り組んでいただきたい、

そういうふう思ったから私はこれを出したんです。なんか今の答弁はですね、結局、策定はするけども、策定ばかりしてですね、全くその私にはそういうその取組が見えない。だって平成28年3月に策定された公共施設の総合計画ですね、これからもう何年、7年になりますよね。じゃ、何をやったんですか、そしたら。施設の統廃合や適正配置で財政面の削減はどれだけできたんですか。それを私は問いたいですよ。だから、本気で実行していただきたいというふうに願っております。いかがですか、町長。町長に、私、言っているんです。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま、秋丸議員から、なかなか計画があっても進んでいないじゃないかというような御指摘でございます。今日まで、ようやく今年の4月、菊水地区も4小学校が統合できました。これからその辺の整備、計画に従って、除却なり、それから償却なり、いろいろ進めていくのはこれからだと思います。今日まで2か所ほどは既に大体役目は終わったということで、菊水の老人福祉センターと三加和の農就センター、この2か所につきましては、既に除却をいたしております。

これからは、あとは学校は統合いたしましたので、学校が空きます。ここをいかに今後、有効活用していくか、大事な財産を次のステップに進むために、どうしていくかということを、今、事務方としてはしっかり考えているところでございます。とにかく遊ばせとしては、遊休化させてはいけないという思いでございますので、全力を挙げて取り組んでいく覚悟でございます。そういう思いを込めまして、総務課長のほうから、まずは計画なくして、羅針盤なくして先には進めないということを、総務課長は申し上げましたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） この問題は、もう奥が深いのでどんどん時間ばかりたちますので、まず私のほうから、本当にこの令和2年度以降に早急に策定していただいて。

総務課長、じゃ、総合的に見直すということであれば、施設等の上位3施設、見直すべき施設の上位3施設はリストアップしておられますか

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 最初の町長の答弁で申し上げたとおり、今、策定中でございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 策定中、策定中はもう本当に何回も聞きますが、策定するだけでは、実行しなければ何の意味もないんですよ。ですので、具体的な実行計画を早めに行ってください、具体的な実行計画、予算書に反映されて、早急に取組が実施できるように私は希望しております。この件については以上で終わります。

では、基金の運用と保全についてちょっと質問したいと思います。農中のCL0については3月の議会で私は質疑をいたしました。昨日、10番議員の質問の中でも十分説明がありましたので、重複する点が多々ありました。私のほうからは3点ほど追加情報を申し上げたいと思います。まず、1番目、農中の2020年3月末決算では、CL0の評価損ですね、これが4,000億円、保有額が7.7兆円、最終利益が920億円、11%減になっております。

2番目、最近、特に日銀、金融庁が半年ごとに保有状況を調査するということが新聞紙上でも伝えられております。これは融資企業の格下げ、増大で市場価格の暴落懸念があるということです。

3番目、農中の理事長は安全性を強調する一方で、新規保有額を減らすというふうに言及されております。これはやはり危機感があるんだなというふうに私は思っております。当初は収益が目的であります、やはりまずは安全性が最優先であると私は思います。公金運用についての代表監査委員の勧告は、私は正当であると認識しております。

そこで、1つ伺います。要は、町の基金が棄損しなければ良いことなんですよ。以前、町長が全協だったかな、どこかでそう決断すれば、1日で基金の口座移動はできるみたいな発言をされております。覚えておられますか。J A玉名に公金は預けてあるわけです。今、現在は三十数億円の基金ですね、これが1日、短時間で全部引き出すことができるのか。または定期を解約して、その手続をして、安全な決済口座への振替、これがそんなにいとも簡単にできるもんですかね。これは危機管理上の観点から重要なところなんですよ。この点、J A玉名の意向を私は正式に聞きたいというふうに思います。町長、その件についてはどう認識されておりますか。御答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま基金が80億円ほどございます。先ほど申しましたように、J A玉名、まず指定金融機関の肥後銀行に約30億円、それからJ A玉名、これは収納代理の金融機関でございしますが、ここにはほぼ同額の30億円、残り12億円ほどを債権で運用いたしております。私どもは町民の大事な財産でございますので、1円たりともこれを減らしてはいけないという思いで管理をいたしております。できることならもっと増やしたいと、増やすべきではないかという考えで日夜取り組んでいるところです。もちろん相当のストレスも抱えながら担当者も一生懸命頑張ってくれております。

そうした中で、もしも万が一棄損したらどうするんだという御心配をいただいておりますけれども、まず1点、農林中央金庫に直接、私どもは預金をしているわけではございません。預金先は玉名農協です。玉名農協に預けておる。玉名農協は預金高が約1,200億円近くございます。とても地元だけでこれを貸し付たり、運用したりすることはなかなかできません。ですから、上部の団体である農林中金に預けていると、そして運用してもらって、その果実はもらっている。もちろん、出資もしておりますから、出資配当も当然あるわけです。今のところ、ずっと黒字経営、いずれにして農中にしましても、玉名農協にしましても黒字経営で、続いて運営がなされてお

ます。

そういうことですので、私は玉名農協の、すぐ書換えができるかということでございますが、同じ農協、今のは玉名農協の定期預金で預けております、定期預金で。これを決済口座という口座に直す、これは普通預金です。利息もつきません。その代わりに、もしも、万が一、金融機関が破綻しても、その元本は保証されます。この口座に移すという手法を取りたいと思います。そういたします。もしも万が一のときは。しかしその情報はもう早い段階でいろいろ聞こえてくると思います。ですから、そういう情報が入りましたら、もちろんJAの役員さんともいろいろ話をしまして、もしも、万が一迷惑をかけるようなことはしないと。とにかく情報は常に出しますよというようなお話もさせていただいております。

そうした中で、書換えは同じ玉名農協の定期預金を普通預金に変えるわけですから、口座を変えるだけなんです。これを現金化してほかの銀行に持っていくとなると話が違います。ですから、ここは一回、引き落として、そしてAという口座からBという口座に移すだけですので、その手続を取ればいいということになるわけです。だから、1日あればできますというような返事も頂いております。私はそれは可能だと思います。ただ、よその銀行に現金を引き出して、持っていくなら、ちょっとそこは時間がかかると思います、幾らか。そう長いことはかからないと思いますけれども、1日というのは無理でしょう。そこは問題ないと思います。

○議長（蒲池恭一君）

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 今、町長は1日あれば、決済口座に振替は可能だというふうにおっしゃいましたが、そう言われても、例えば危機が訪れたときにどこで判断するか、それを。誰がするのか。その辺のところが、プロですよ。相場のプロ。誰もそんなことは分かりませんよ、なかなか。暴落し始めて、ああ、これは暴落した、すぐ、そりゃしきる人はいいですよ。でも、できないですよ、普通、我々のレベルでは。だから、どこか情報を常にとっておられるとおっしゃいましたが、その辺がちょっと私は考えづらいなというふうに思います。それが、1点。

2点目、それを的確に判断したとして、農協の決済預金に回すということは、今、町長はおっしゃったけど、私は農協の職員、玉名農協の見解を私は議員の皆さん全部に、やっぱり来ていただいて、それはちょっと聞きたいなと思っています。本当にそうなるのか。その辺のところも用心に越したことはありませんので、その辺は特にお願いしておきたいと思います。その点、いかがですか。

○議長（蒲池恭一君） 今の、秋丸議員の農協からの来ていただくことに関しましては、議運でもみまして、しっかり対応していきたいと思います。

それと最初の、1点目の答弁を町長のほうから求めたいと思います。1点目、大丈夫ですよ。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 下落したときの対応、判断はどうしてするんだというようなことですが、まず、今日、破綻したから即、じゃ、農中が破綻すると、CLO債権が破綻したと、だからそれが即、農中に破綻につながるというようなことは、即、起こらないと思います。まず、いつの段階

で起こるかといいますと、今月の末にはほとんどの企業が決算、総会をいたします。その中で1年間の収支がどうだったと、これだけもうかったというのが、株主なり、出資者なりに説明をする場がございます。この決算書の中でプラスだったか、この1年間の業績がどうだったかというのが発表されます。それよりも事前に、ほぼ1か月ぐらい前に、大体、収支見通しがどうだったということを事前にプレスに対して、報道に対して説明もするわけです。ですからその辺で大体、状況が見えてくる。もうそうなったら、もしものことだったら、てんやわんやになると思います。これは日本だけじゃなくて、もしも農中が破綻でも起こしたら、これは世界中に情報があつという間に駆け巡って、日本だけの影響にはとどまらないと思います。そういうことは私はないと思いますけれども。

ですから要は、決算に損益がこれだけ出たということが発表された時点で、はっきり問題があれば、結局、資本金以上にマイナスになれば、非常にこれはゆゆしき問題ですから、大きな問題となると思います。ですから、その辺が見えるのは、まず総会のときに発表がありますので、そこではっきりと出てくると。それを察して、それよりも早く、ディスクロージャー誌辺りで出てきますので、その辺の情報で、これはどうだということが見えてくるから、それを基に農協の対応もすぐ、情報は農協にも伝わってくると。農協からも我々にはちゃんと情報は入ってくると、私はそうしてくれると、そうしますと言っていたいておりますので、ここは信頼しているところです。お互いの信頼関係だと思えます。ですから、やっぱり顧客に対して迷惑をかけちゃいかんというのが、どこの金融機関でも同じだと思います。やっぱり大事にしないと、その次はありませんから。ですから、そこは農協も一生懸命、しっかりと対応して、信頼ある取引を続けていくためには、JAもそれなりの努力は、どこの金融機関問わず、やってくれると思います。そこはもう心配なく、私は安心しておりますけれども。よろしいでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 相場はもうリアルタイムということで、3日あれば破綻しますよ、するところは。そういうことで、今度の決算でも4,000億円、出しとつとですよ。含み損ですか。含み損ですよ。そういうことで、これはもう町長の考えですので、私はそれを聞いておくだけにしておきます。これは本当に危機管理上は物すごく大切なことですので、そういうことで終わりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染防止と経済対策についてということで質問いたしたいと思えます。5月末に打ち出されました、町独自のコロナ関連の経済支援は、交付金8,785万円と一般財源5,461万円、計1億4,246万円の、この発動は町としてちょっと遅れぎみではありましたが、私としては大いに評価するところであります。

緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ油断は禁物です。第2波、第3波の襲来に備えていく必要があると思います。新型コロナウイルス感染の第2波、第3波を想定した人的、経済的、両面において、今後の具体的な施策をどう考えているかであります。昨日、1番議員の質問と重複点が多々ありましたので、時間の都合上、本当に申し訳ございませんが当局におかれまして、

執行部におかれましては端的に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 端的と言われましたけれども、私どもは私どもなりに準備をいたしておりますので、ここで答弁をさせていただきます。

昨日の白木議員に対するお答えと同じになりますけれども、現在、実施しております和水町独自の支援策は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活を支援することを目的に策定いたしました。既に要領等を制定し、町のホームページによる周知や6月1日の区長便で町民の皆様へ事業内容等の文書を配付し、事業の推進をしているところでございます。

今後の具体的な施策等は考えているかとの質問ですが、まずは先ほどお答えしましたとおり、現在展開しております第一弾の支援策を一刻も早く町民の皆様が活用されるように力を入れているところであります。同時に5月27日に閣議決定され、6月の通常国会で成立が見込まれます、国の第2次補正予算の情報等を収集、分析等しながら、町民の皆様の生活や事業継続に最大限の支援策となるように、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） それでは、私も1項目だけお尋ねいたします。まず、1人5,000円の商品券の配付が近く行われる予定でございますが、これは消費の喚起を促し、町民経済支援と事業者の経営支援に大いに役立つものだと思っております。先日、町商工会独自の商品券、なごみんの販売予約には行列ができる人気ぶりで、予想以上の速さで完売をしたとのことでございます。国の第2次補正で、臨時交付金がまた交付されると思いますが、その活用による第二弾、第三弾の商品券配付の計画は考えておられますか。質問いたします。

○議長（蒲池恭一君） 今のは町独自ですか。

○7番（秋丸要一君） 町独自です。

○議長（蒲池恭一君） 商工会等の連携、そこを含めて。

○7番（秋丸要一君） いや、違います。商工会はそうであったですよ。皆さん、相当喜ばれていました。そういうことで町が発行する1人5,000円分の商品券も相当ありがたいというふうに皆さん、言っておられます。そういうことですので、今度の臨時交付金がもし来るとすれば、第二弾、第三弾の商品券配付の計画が今、現在、あるかどうかをちょっとお尋ねしたい。そういうことです。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 先ほども申しましたように、今、第2次の補正予算を検討中でございます。これについて中身がそろそろ見えてくるとは思いますけれども、その辺のことをしっかり吟味して、当然、第2波、第3波の波が来るとは思います。そうしますと、今回のようなことがまた起こってくるというようなことは十分考えられますので、その辺を視野に入れて今後は行動すべき

だと私は考えております。ですから、場合によっては当然、そういった提案のようなこともやらないかんというふうに思います。その状況をしっかりと見極めながら、注意深く情報も収集しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） 分野ごとに試算を行っていただいて、今後、そういうことがあるならば、スピード感をもって発動できるように予算のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、スクールバスの運行事業についてお尋ねいたします。まず1番のプロポーザル方式で業者選定に至った経緯と、その審査内容について問う。2番、審査メンバーの選定について問う、この2点でございます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 秋丸議員の質問にお答えいたします。今回の業者選定に当たりましては、児童の生命、身体の安全確保が何よりも優先されるものであります。したがって、単に価格比較にとどまらず、安全確保を評価するものとしたしました。そのためには業者の選定方法は公募型プロポーザル方式が最良と判断し、実施した次第でございます。詳細につきましては、担当より説明させていただきます。

○議長（蒲池恭一君）

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 初めにプロポーザル方式による業者選定の経緯について御説明いたします。今、町長が答弁されましたように、国土交通省が示しております輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインというものがございます。これに基づきまして、公募型プロポーザル方式による業者選定を行っております。これは価格比較のみではなく、より安全性に留意した選定を行うということが目的とされております。

また、公募業者の選定の範囲でございますけども、玉名管内に本社、支店、もしくは支社を置く法人といたしまして、参加表明をされました3社によるプレゼンテーションを1月24日に実施しております。

次に、審査内容について御説明いたします。委託しました業者につきましては、和水町立小学校スクールバス運行业務、公募型プロポーザル募集要領というものがございます。これに対しまして各企業より企画提案をいただいております。評価内容が大きく3項目ございます。まず、第1項目でございますけど、企業としての業務遂行能力です。内容といたしましての、2つ審査項目を設定しております。1つ目に、提案会社の規模、例えば人員であったり、車両の保有台数とか、そういったものを審査の対象としております。そして、2つ目に、実績でございます。こういった実績を持っておられるかということを審査の項目としております。

続きまして、第2項目でございます。これは業務の提案内容についてでございます。ここでは、審査項目を6つ設定しております。1つ目に、本業務に対します基本的な考え方です。会社の基

本方針、国土交通省が推奨いたします、事業者としての安全性認定評価の取得、こういったものに対しましての考え方ですね、いかに捉えておられるかということを審査対象としております。

2つ目に、安全管理体制です。事故防止対策、また、町、そして第三者に被害を与えた場合、その場合の補償は十分できているのかということを審査の対象としております。3番目に、緊急時の対応です。事故、自然災害等の対処法、もしくは使用しておる車両の故障の場合は十分な対応ができるかということです。4つ目に、業務の実施体制です。これは、安全運行のための運転管理責任者ですね、その配置、また運転手の配置計画はどのようにされているのか。そして、また運転手の交代要員ですね。その確保は十分にできているのか。そして、常日頃の安全教育の実施状況について審査をしております。5つ目に準備態勢でございます。これは試運転、3月初めから当初計画しておりましたので、それに即、できるかということと、また4月からの運行を速やかにできるかという、対応ができるかの準備態勢でございます。6つ目に自由提案といたしまして、企業の他者に対する優位性、アピールを審査項目としております。以上が6つの項目でございます。

そして、第3項目、大きな部分ですけれども、見積額を審査項目としております。金額につきましては、事前に陸運局のほうにおきまして、上下限額の審査を依頼して、その回答を得たものでございます。ですから、金額自体には問題ないということでの判断での審査を行ったところでございます。

それから、2点目の審査メンバーの選定についてということでございますけど、審査委員につきましては、令和元年12月19日に定めております、和水町立小学校スクールバス運行業務委託業者選定委員要領というものがございます。それに基づきまして、町長初め5名の方に審査委員になっていただいております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） プロポーザル方式というのは、今、聞かせていただきましたが、提案力の競争ということですね、平たく言えば。そういうことで、今回の決定をほとんどの町民の方が何で町外の業者になったんですかというふうな声が聞こえてきます。ほとんどそう言われます。私はそのとき、まだ説明あつてなかったんで、詳しく、答えができませんでした。執行部はこれまで6年間の実績がある地元の2つの業者でなく、地元では全く実績のなかった町外業者に決定し、3年間の契約をしました。子供の安全面も本当にこれは一番大切です。しかし、一方では町内業者の経営支援と育成も必要ではないのでしょうか。町長はいつも言っておられますね。町民の安全、安心を守るというふうに言われておりますよね。そういう観点からしますと、ちょっと残念だなと思う面があります。私はこれは町内業者はゼロなんですよね、0%、これはちょっとひど過ぎるんじゃないかと、私は思います。せめて半分ぐらいは与えてやりたいなと、私は思います。これ、プロポーザルだけしょうがなくて、これはちゃっとして、厳正にしたんじゃない、仕方ないと言われれば、もうそれまでですよ。それはそれで厳正にされたのだから、私は文句を言うつもりはありません。しかし、やはり結果的なことですけども、地元業者を泣かせて、

町は何のメリットがあるのかなと、私は一方ではそう思いました。この点、町長はどう認識されますか。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） これにつきましては、プロポーザル方式に至った経緯もあるわけですが、やはり中身としましては、やり方としては参加された企業を公平、公正な目で見て、いかに子供たちを安全、安心な運行をしていただくかというところで審査をさせていただきました。その結果が、今回、このような状況になっているわけです。何も町外をあえて入れたとか、そういうことは全くございません。参加された企業のそれぞれ説明をいただいて、そして質問をして、そして5人の方々の審査の下に、結果が出たということでございますので、そこは非常に町内の業者さんが落ちなかったというのは残念に思いますけれども、そこは今回、何とも結果がそう出たわけでございますので、これに従っていただくほかにはないと思います。それぞれ特徴はあったと思いますが、私はやっぱり物を運ぶわけじゃないですから、人を朝夕、送迎をするという、人の命を載せて動くということですので、この辺についてはそれぞれ会社の考え方、基本方針、職員教育、そして常日頃の対応、いろいろな点について話を聞いて、結果的に、総合的に今の状況になったというのは御理解いただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 私は、プロポーザルの内容が不正とかそういうことは全く言っていないよ。それは厳格に5人の審査委員でやられたということは、私は理解しておりますので、その点は何もありません。ただ、やはり町内の業者というのも、地元で実績を上げられて、地元で貢献しておられることを考えれば、町の仕事が全くなかったということは本当に残念だなと、そういう世の中になったのかなと、何かちょっとその辺のところが、何か私としては残念ですね。

それと、この形式で入札を続けた場合、次回もですね、今以上の安全対策やサービスがまた求められて、どんどん良くなるけど、エスカレートしてきますよね。だって、これ以上のやつをやらんと、やっぱり取れないわけやから、プロポーザルというのは。だから、そういうことになりますと、当然、地元業者は大手企業と対抗できるということには限界があります。永遠とこれは取れませんよ。相対的に。そういう問題がありますので、私は次回から、業者の選定方法の見直しというのを図っていただきたいなというふうに思うし、改善する余地が執行部にあるかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 改定は3年後ということになりますけれども、その時点でやはり検証し、今回のことを含めまして、3年間の状況を検証し、検討を加えるところは検討すべき、対応していくべきじゃないかと考えます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） 私、提案なのですが、今度、審査委員選定の根拠というか、審査委員、5人選ばれたでしょう。根拠というのは何ですかね。そこをちょっと教えてください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） まず、和水町立小学校スクールバス運行業務委託業者選定委員要領というものがございます。ここで、委員長に町長を置くということになっております。これは要領にですね。そして、その補佐をするということで、副町長にお願いしております。それから、また学校との協議ですね、そういった協議、例えば授業の内容とか、学校の行事等、そういったものが校長先生方との協議が必要となります。町校長会とか教頭会とかですね、そういったところも必要でございますので、教育長に教育委員会のほうからは出ていただいております。それと、スクールバスの運行に当たりましては、運行ルートの道路上の管理のほうから、例えばバス停を設けるとか、そういったものの協議が、県であったり、町のほうでの建設課との協議も必要となりますので、町建設課長のほうにお願いしております。そして、もう1つ、議会を代表して、議長のほうにお願いしております。これは、まずはプロポーザル方式で行くという説明をまず、事務方のほうからしておりますし、そして、また債務負担のほうの説明もしておりますので、そういった設定もございましたので、議長のほうに議会を代表してお願いしたところです。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 残り時間が少なくなっております。質問、答弁は簡潔、明瞭にお願いいたします。

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） 次回はどういうふうに形式になるかちょっと私も分かりませんが、この形式で実施するならば、やはり専門家を入れるとか、PTAや地域の代表の方の参加を促すとか、そういうことを考えていただいて、選定委員の構成を全面的に見直していただきたいというふうに私は思います。いかがですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今の提案につきましては、今後検討する余地がある部分につきましては、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） いいですね。もう終わりでいいですか。

以上で、秋丸議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。45分から再開いたします。

---

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森議員の発言を許します。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） 皆さんこんにちは。

（こんにちは）

11番の森であります。午後のお疲れの時間帯に質問となりました。しばらくお付き合いをお願いします。

会議規則により、一般質問の通告をしております。

執行部におかれましては、簡潔明瞭にお答えをお願いしたいと思います。

それから、本日もまたお忙しい中に、傍聴席、あるいはテレビの前にお集まりいただきました町民の皆様方には改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルスによる感染が世界中に広がり、各国の日常生活や経済に大きな影響が出ております。

本県でも、感染防止のために人々の外出が制限されたことから、飲食店や旅館あるいはホテルなど観光業を中心に影響が大きく広がっております。

令和2年5月25日現在、熊本県の感染者数は47名、死者数3名であります。国内の感染者数は1万7,284名、死者数853名となっております。2020東京オリンピック・パラリンピックの延期も決定されました。ウイルス感染拡大の恐怖はもちろん、経済にどんな影響が出るのか世界中で不安が高まっております。

実際、県内観光業への影響は、県が行った訪問調査で県内主要40宿泊施設の5月連休までの宿泊キャンセルは6万人、宴会キャンセルは4万人を超えるとみられ、調査段階での損失は合わせて155億円を超えと言われております。損失は観光業だけでなく多くの産業にも波及し、結果次第では非正規やアルバイトと弱い立場にある人々の賃金や雇用の継続が難しくなるのではないかと危惧されます。

また、政府が頭ごなしと思える全国一斉に学校等へ休校を要請したことにより、教育の停滞や子供を持つ家庭や独り親家庭などに過分の負担がかかるのではないかと心配しております。

世界経済を見ると株価の激しい下落も起きており、経済的打撃は極めて大きいと予想され、世界規模のコロナ不況が始まる気配が濃厚であります。

未曾有とも言えるこの困難を乗り切るために、政治は前例にとらわれない思い切った対策を打つべきであります。具体的には、消費税の見直しや休業補償や中小企業あるいは影響を受ける産業への支援など、合わせて数十兆円規模の補正予算、さらに産業構造の転換を促す政策も必要となってくるのではないのでしょうか。

今私たちは、経験したことのない非常事態を目の当たりにしています。国民の生活が脅かされている今、深い思考力と素早い実行力が試されていることを、我々政治家は自覚すべきであります。社会の在り方が大きく変わろうとしている今、私は学校教育について若干お尋ねをしております。執行部にあつては、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

1、学校再開後の教育方針について（1）コロナウイルス感染予防対策実施の結果、小中学校において4・5月と休校が続いた。児童生徒の休校の遅れ解消についてどのように考えているのか、見解を伺います。（2）休校の遅れ解消のため、学校現場は急ぎ足での授業展開に迫られるのではないかと。児童生徒及び指導する先生たちに応分の負担増が懸念されます。このことについてどう考えるか伺います。（3）学校再開後も密閉、密集、密接の3密を避けるため配慮が欠かせず、指導方法は限定されてきます。対話的な学びで重要なことは、他者の意見も踏まえて自分の主張を作っていくことであります。近距離で話せなくとも意見交換する方法はないか、あるいは知恵を絞るべきだというふうに思いますが、見解を伺います。

あと、質問につきましては質問席のほうからお伺いしたいと思います。よろしく御答弁ください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 森議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、議員御承知のように、今年度は菊水地区の4小学校が統合し菊水小学校が無事開校式を終え、新たなスタートを始める年でもありました。そのスタートがこのように新型コロナウイルス感染症拡大により、2か月もの期間教育の機会が奪われるということとなり、保護者の皆様を初め地域の皆様も大変心配されているかと思えます。町といたしましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業等を活用して、教育現場の感染症対策の充実を図っていきたくと考えております。具体的な学習の遅れに対する対策や、先生方の負担感、3密を避けながらの対話的な学びを進める方法等につきましては、担当課より答弁をさせます。

それから次、質問の2と3につきましては、それぞれ教育長の方から答弁をお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の4月、5月の休校で遅れた分をどのように解消するかということですが、先日も白木議員の御質問にもお答えいたしましたように、年間の授業日数の中で今回の臨時休校での不足授業日数が大体約15日ぐらになりますけれども、その15日分につきましては、夏休み、冬休み等の長期休業等を短縮して遅れを取り戻したいと考えております。

2点目に、学校現場が急ぎ足の授業展開に迫られ、負担が増えるのではないかとということですが、現在のところ授業日数は例年に近い日数を確保できますので、授業内容を進めるに当たっての負担は余りないと考えています。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取りながら授業を進めることに対しては、ある程度慣れるまで苦勞されるのではないかと考えています。

また、もう一つの問題点は、第2波が来ることを考えると、ただ教科書の内容を全て指導するのではなく、学習指導要領の学年目標を達成するために学習の内容を精選していく、子供同士で

なければ学べない、または学校でなければ学べない実験や実習などです、そういうものと、家庭学習に回せるものを、そういうところを精選していく、そういう工夫をしていくところでの負担は少しかかるのではないかというふうに思っているところです。

3番目に、3密を避けながら対話的な学びを進めるための知恵を絞るべきではないかということですが、友達と対面し意見を交換して自分の考えをまとめていくという対話的な学びにおいては密接は避けられません。しかし、対話的な学びは個々の生徒同士の直接的な対話だけではありません。先生のコーディネートによって、黒板を介して生徒の意見を交換しながらまとめていくということも考えられますし、今年度は全ての学級に電子黒板がそろっておりますので、そこにそれぞれの子供の意見を書いたメモを提示しながら、お互いの意見を見ながら自分の意見をまとめるというようなそういう方法も取ることができます。今考えていますのは、むしろ新型コロナウイルスによって子供たちが分断される状況にありますけれども、逆にそのことをチャンスと捉えて、個別でしか学べない読書力を高めるとか、辞書を引く力を高める、語彙力を増やすなど、個別学習を徹底していくことです。今の世の中の流行であるICTを使った学びに欠けがちな読解力や書くとか調べるとか、そういう教育の現場で言う不易の部分の学習力を主体的に身につける、そういう良い機会と捉えて指導していくことが大切ではないかなと思っております。

なお、今年度前倒しで進められます、文部科学省のGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末の整備ができますれば、タブレット上での生徒個々の対面型の意見交換が離れていてもできますので、感染症対策にもなり対話的な学びもさらに深まるのではないかと期待しているところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） ありがとうございました。

いわゆる学校の遅れが、日本全国あちこちで大分状況が違いうようでして、長いところはもう3か月近くというようなどこもあるようですし、今教育長のほうからお答えいただきました、我が町は15日程度の遅れになっているということを聞きまして、私自身は何かほっとしたような気がいたします。

ただ、やっぱり心配されるのは第2波、第3波の襲来です。この辺がなければいいんですけど、まだまだいわゆる病原菌とか病理的な対策であるとか、やっぱりそういうのが若干時間がかかると思いますので、その問題が解決できるまでは用心をしなければいけないということで、学校の教育に携われる学校の先生初め、教育長や町長さん、いろんな教育関係の方々、大変な御努力になろうかと思います。

ただ、教育はこれ昨日も白木議員のほうの2番議員のやりとりの中であったように、やっぱり知識を得ることだけが勉強ではありません。こういうとき、ピンチのときにしかできない教育もあるだろうかと思います。ですから、先ほどちょっと教育長の方からも具体的にメモ帳を先生が教室に備えられて、それに子供たちがこういう意見を自分はこう考えるこう考えるというような、先

生が課題を出しながらのやり方ということで、なるほどなそういう自分の考えというのを身につける、そういうふうなこともやっぱり大事なことなんだなということで、ですから、タブレット等を使って学力を高めるということも必要かと思いますが、先生がこういうときにしかできないようなそういうふうな教育に取り組んでいただける、その点の考え方あたり、これはもうちょっと専門的になってくると思いますので、町長さんよりも教育長さんのほうのお考えをお尋ねができれば幸いかと思います。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） このときにしかできない教育をということで、まさに今の時代、先行き不透明な時代ということで、それに対応した学習、生きる力をどうつけるかというのが今の学校現場の一番の課題であります。ですから、今回の新型コロナウイルスに対する対応の仕方というのは、国の対応にしる県の対応にしる、それぞれ町民の対応にしる、どうあるべきかと、どれがいいのかと、本来最初の段階では何も答えがない状況で、ある程度の予測の下にスタートしたのではないかと思うんですけども、これから先の子供たちの学ぶ世界も、これからますますそういう時代になっていくということで一番の学びの材料にはなると、そういうことを学校現場の先生方にもしっかり伝えながら、学びの場を設けていただければいいなと思っています。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） 保護者の方々からすると、学校に寄せる期待度というのはこういうときは非常に高まるのではなからうかと思います。日頃の当然学校のほうに我が子の面倒、学力の問題であるとか、あるいは毎日の生活力の問題であるとか、やっぱりそういうことで学校には多大な期待を寄せられるのが保護者の方々ではなからうかと思います。私自身も保護者の立場のときはそうでしたし、そういう意味ではいわゆるこの学力の低下というのは、取組方次第である程度こう取り返すことが私はできるのではないかと思います。

もちろんその学校の先生の指導の仕方が非常になくなる部分はあると思いますが、保護者の方からするとやっぱり絶対的な安心安全の問題が、こういう3密の中で我が子がいわゆる陽性者に、感染をしないようにという、やっぱりその心配のほうが多分保護者の方々大きいと思います。

そういう中で、ただ学校側から保護者の方に開き直った言い方といいますとあれですけど、それはなかなかできませんので、大変非常に難しい問題があろうかと思いますけど、ただ子供自体は本来この3密の中で育っていくのではなからうかと思うんです。やっぱりこれを避けてしまうと、何ていうのかな抵抗力も身につかないし、いわゆるこう純粹培養みたいな感じになってしまって、ですから、そうかというてほんならやっちゃやるばなしやるかって、これまた大変な問題になりますので、その辺は非常にこう学校の現場の先生方は苦労されるのではないかなというふうに私自身は思います。

ですから、そこをやっぱり長期的に捉えていただいて、今後第2波、第3波が来たとき

にうまく対応ができていくように、教育長の方から我が町の教育の今後の在り方について準備をしていただければありがたいなというふうに思いますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 今後の新型コロナウイルスに対する対応ということで、学校現場の対応ということなんですけど、今ほど森議員さんが申し上げられたとおりに、子供は3密で育つことが一番です。これまでも、それがなければお互いに育っていかないと思いますので、そこをどんな形で解放してあげていくかと今後、その基準をどうしていくかということかなと思っています。

今日私も考えたんですけど、朝来るとき1人車の運転をしてるときマスクをする必要はありません。やっぱりその辺の基準をちゃんと、こういうときは必要ない、これは必要。今学校では、朝必ず家庭で検温をして、学校でもできないときは検温をして、手洗いをして入っています。それが通った子たちはもうきちんと交流ができるというような、そういう基準をやっぱり今後はより科学的なデータを基にしながらも、そういう子供の交流が促進されるような基準をある程度作っていきながら、いざ感染が広がったときはこれは駄目だというラインをまた作っていくという、そういうものを今後考えていかなければいけないかなと思っています。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） ちょっと視点を変えますけど、いわゆるこの機器のオンライン的な勉強の仕方ということで、タブレットの導入であるとかそういうのが計画されておるようなんですけど、すぐ全生徒に行き渡るということに計画がなされればいいんですけど、その辺はいかがですか。やっぱり何年か、2年、3年とかこう計画的に進んでいくんでしょうか。それとも一遍に、みんなにわたっていくということができるんでしょうか。それ辺はいかがですか。

○議長（蒲池恭一君） 教育長ですか。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） タブレット端末を1人に1台使えるようにということは、最初は学級の中で1人1台だったんですけども、今後はそれぞれの児童生徒に1台ということで今国がその対策を取っていますけども、今後県の方で一括して入札をして、順次こう配布できるようにということですけど、国の考えでは、やはり感染状況の厳しいところを優先的にしていくという考えもあるようですので、熊本県がどの時期になるかというのははっきりしていませんけど、県の教育委員会としては12月以降ぐらいにはできればしたいという方向で今計画を進めておられるようです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） 私がこのタブレットの話をちょっとお尋ねしたのは、保護者の中でも一番こう真剣に子供の状態を、どの保護者の方々も皆さん我が子のことは一生懸命だと思いますけど、やっぱり受験を控えた3年生の保護者の方々は相当な心配をされているのではないかなと思います。

ですから、先ほどの15日間ぐらいの遅れでしたら十分追い込みはできるのではないかなと自分としては思いますけど、ただ、やっぱり何ていうですか、生徒さん自身がやる気を出せば十分追い込める時間だろうと思いますけど、そこをどううまく学校側と保護者、それから生徒さん、その辺三者一体になってその受験対策をこう進めていけるか、その辺がちょっと若干心配かなというふうに私自身は思っております。

ですから、もしタブレットを何ていうかな、数が限られているということであれば、優先的に3年生に使わせてそして受験に備えるとか、やっぱりそう、いろんなやり方が当然これは先生方の間で考えられると思いますので、その辺は素人の私が教育のやり方を指図するわけではありませんけど、素人なりに考えてそういうふうな考え方もあるのではないのでしょうかということですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 優先的に入れるということでもいいのかな。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 今回のタブレット端末の配布につきましては、昨年度末から計画していたものとの連動で全体が一度に来るという形なものですから、そこは無理かなと。

ただ、これまでありますコンピュータ等の利用につきましては、これはもう3年生優先に使うことは十分できますので、その辺は当然学校の状況に応じて使っていただくものと思っています。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） それから、これはちょっと先生方に変な労働を強いる形になりますので、余り提案ができるような話ではないんですけど、背に腹は代えられないということで、先ほど連絡ノートみたいな形で子供に意見を書かせるというような指導の仕方を考えているという教育長のお話でした。その辺を考えてみれば、特に3年生の生徒さんたち希望者の人あたりは課外授業をすとか、もちろんそうなると当然これはもう先生が指導されるわけですから、変な労働時間の問題等も絡んできますので簡単にはできないと思いますけど、何ていうのかな、私が言いたいのは、こういうときだからこそできた、和水の中学生はちゃんと乗り越えることができたという、そういう実績をぜひ作ってほしいという願いがあるものですから、そういうふうなことをちょっと思いついたわけですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 3年生を対象にした課外授業につきましては、今年度社会教育課の地域学校協働活動推進事業といいますか、その中で地域未来塾という形で7月から開催する予定、毎週1回、三加和地区、菊水地区の公民館を利用して、希望生徒を30名程度集めて開いていくよ

うに今計画をしております。今ちょうど学校で希望を募っているところです。

そういうことで、今年度からその取組をしておりますので、このことについては中学生だけでなく小学生等でも、今はボランティアでされてるところもあるんですけども、そういうこともきちんと今後は町として方向を持って取り組んでいかないといけないのかなというふうに思っているところです。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） 今の問題は、いわゆる教育委員会という形ではなくて、その社会教育という立場のほうからの集団学習といいますか、補習学習みたいなそういう形なるわけですね。分かりました。

そういうことで、何ていうんですか、こういうときだからこそ、多分現場の先生方も一生懸命子供たちの学力をこれ以上落とさんようにということ、それから感染を絶対出さないようにというようなことで、いわゆる安心安全そっちの面からと、学力の問題と、いわゆる相反する中での対応ということで、大変な御苦労があっているんじゃないかなというふうに私自身は思います。そういう意味では、教育長も教育委員会あたり非常にこうその辺は気を使われているんじゃないかな、多分もう大変な心労だろうというふうには思いますけど、ここは一つ教育は何といっても国家100年の計にありと言われてるような一面がありますので、ぜひ一つ今後も頑張っていたきたいというふうに思います。

ちょっと話はそれるんですけど、この広報なごみの6月号の15ページに、人権の町とはということで載っておったんです。これは多分皆さんもう眺めておられると思いますけど、南関町の南関中学校におられた橋本紗貴さんという女の生徒さんが中学2年のときに難病を患われて、その担任の先生が一生懸命励ましをされて、とにかく頑張れということで、御本人はもうやっぱりこう難病ですから、何か両足それから右手が動かなくて、左手が親指と人差し指だけしか動かない、それで今度視覚とか聴覚も障害が出たということで、非常にこうハンディの大きい病気に突如中学2年生のときにかかれて、そのときの担任の先生が一生懸命支え励ましをされて、それで3年生になってもみんなと一緒に車椅子に乗って修学旅行に行ったりとかそういうことまでされているみたいで、本来であれば高校も受験するあれができなかったんですけど、何かその辺はやっぱり先生方の御努力で特別受験ということで高校に受かれて、高校受験ができて当然高校に入学ができて、大学の方にも進まれて、先生から励まされたということで、紗貴さんにとってみると自分の生きる希望を与えてくれた担任の先生のような先生になることが自分の目標だということで、それでとうとう学校の先生の教職員の試験に通られて特別支援学校の教諭に、これは昨年の9月の県職員採用試験に通られたということがこう熊日に載ったということです。

これは書かれたのは、何か緒方先生という学校の先生上がりの方ですけど、今我が町の人権教育の指導員をされている人みたいですけど、私はあんまり存じ上げないんですけど、その先生が南関のいわゆる子供会学習会に参加されていて、そこで知り合われて、それでその後その新聞記事を眺めてもう非常にこう感動したということを書いとられるんですけど、私もこの記事を見て、

何ていうのかな、もうまさにピンチをチャンスにという、やっぱりそういう教育ができているなというふうに思ったわけです。

ですから、私が申し上げたいのは、もう人権的な問題もさることながら、いわゆるこういうピンチのときでも見方次第、ものの考え方次第ではやっぱりチャンスに変えることができるという、そういう今のこのコロナの問題は時期ではないのかなというふうに思ったものですから、ちょっとこれはどうかなと思わんでもなかったですけど、時間がありましたものですから皆さんに御紹介、多分これはもう6月号の広報なごみに載せてありますので、もう見られた方たくさんいらっしゃると思いますけど、もし見られてなかったら読んでいただければ非常にこう何か参考になる話だなというふうに思いました。御紹介までにしておきたいと思います。

取りとめない質問で申し訳なかったと思いますが、私自身やっぱりこういう何ていうんですか、子供たちが教育ということを通して成長していくこういうときに、本当のこう何か私自身が初めて出会うような大変な時期ですので今の時代は、ですから、こういうときに出会ったということはある面ではチャンスでもあるんだよということを、ぜひ一つ学校の先生たちにお伝えいただいて、岡本先生の方から和水の生徒たち、あるいは児童たちが何者にも負けないようなそういうたくましい子供たち、人間に育ってくれることを願って、私の拙い質問に代えさせていただきたいと思います。

どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、森議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。40分からいきましょうか。

---

休憩 午後3時24分

再開 午後3時40分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6月定例会一般質問最後に、庄山議員の発言を許します。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） こんにちは。

（こんにちは）

最後のバッターになりました。

2日間、本当に執行部におかれましては御答弁誠にありがとうございました。私にとっても最後の答弁をよろしく願いを申し上げます。

まずもって、新型コロナウイルスによって亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルスに係られている関係者の努力に感謝も申し上げたいと思います。

本日傍聴にお越しの方々、本当に傍聴ありがとうございました。最後までどうぞよろしくお願いを申し上げます。

私はこれまで通告に従って、2項目を質問いたします。

まず、1項目めの定住促進についてということで、要旨1、藤田さくらタウンが最終段階に来たが、今後他の地域での定住促進を計画しているかお尋ねしたいと思います。要旨2、宅地にするために農地から宅地への農地法4条、5条申請、許可まで非常にこう長くかかると、この簡素化はできないかということでございます。要旨3、空き家対策として町に登録されている件数で、令和元年度売買、賃貸で成立した件数はどれだけか、また、今後この空き家対策に対してどう向き合っていくかお尋ねをしたいと思います。

後は質問席で質問を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 庄山議員の定住促進について3点質問でございます。答弁をさせていただきます。

藤田さくらタウンの件でございますが、宅地造成事業につきましては平成31年3月の全員協議会で定住・移住の促進策として町有地を基本に宅地造成を行うと説明を申し上げました。現在の藤田さくらタウンの老人福祉センター、ふれあい広場、それと昨年齊木議員の質問の中にお答えしました南小プール跡地の3か所を優先候補地としておりました。

旧老人福祉センター跡地での宅地造成事業、藤田さくらタウンを推進するに当たっては、町負担額が課題である旨の議論が交わされましたが、町有地の有効活用、移住・定住者の増加による地域の活性化等を目的として実施し、人口の増加による税収の増加や地域の活性化等の波及効果により、長期的にはプラスになると見込んで事業を進めております。まずは、藤田さくらタウン分譲地の完売に向けて全力で取り組んでいき、その後その効果、課題をしっかりと検証いたしまして今後の計画を重ねていきたいと考えております。

2点目でございます。宅地に対し、土地が農地であった場合は農地法第4条、5条の申請が必要であり、町の農業委員会の総会で許可相当であることを審議決定した後、熊本県へ副申をいたします。熊本県による現地確認と書類審査があり、問題がなければ申請から35日程度で許可権者である熊本県知事から許可がなされます。ただし、書類に不備等があれば許可は伸びることになります。移住・定住の促進するためには住環境整備が重要ですので、できるだけ早く許可がなされるという、和水町への定住を希望される方へこれまで以上にしっかりと支援していきたいと思っております。詳細につきましては農業委員会の事務局長より答弁を行います。

次3点目、空き家対策でございますが、令和元年度の実績は売買が3件、賃貸が6件の9件が成約となっております。成約者は9件のうち町外の方が8件、町内の方が1件となっております。また、世帯人員として20人の方が移住定住されました。令和元年度は過去最多の成約件数となり、確実に移住定住促進策の要となっております。今後の対策といたしましては、平成31年4月に創設した不要物の撤去、空き家改修に関わる費用の補助を目的とした空き家バンク活用促進事業補助金の活用を今まで以上にPRし、成約件数の増加、登録物件の増加を目指していきます。また、これまで以上に、空き家が増加すると見込まれるため、家の老朽化対策、地域の防災・防犯対策を含めた地域活性化策として、空き家バンク制度による移住・定住を促進していきたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

農業委員会事務局長 松尾君

○農業委員会事務局長（松尾修君） ただいまの庄山議員の2番目の質問に回答させていただきます。

農地法では、国内の農業生産の基盤である農地が、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑み、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地の農業上の利用を確保することにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的として定められております。農地を宅地へ転用する場合、例えば申請者御自分の農地に御自分の住宅を建築される場合には、農地法第4条の許可申請が必要となります。また、第三者の農地に申請者が住宅を建築される場合は農地法第5条の許可申請が必要となります。

申請には、案件にもよりますが、土地の全部事項証明書や事業計画書、字図、配置図など、20から30の添付書類が必要で複雑な申請となっております。本町では、毎月25日前後に申請の受付をして、翌月の10日前後の農業委員会の総会で許可相当であることを審議決定した後に、熊本県へ副申します。

先ほど、町長の答弁にありましたように、許可権者は熊本県知事であるため、通常は申請をされてから許可が下りるまでに35日程度要し、書類に不備がある場合には、許可は伸びることになります。農業委員会としましては、現在、申請される方にスムーズな許可がなされるよう、事前の相談や申請書の記入方法、添付書類の整備の仕方など、できるだけ分かりやすいように窓口や電話で対応しております。

今後も、これまで以上に和水町に住宅を建築し定住していただけるよう、住民サービスに努める所存でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 要旨1のところ、藤田さくらタウン最終段階に入っていると、今後販売に向けてスムーズな販売、そして町外からの定住促進、これに向かってぜひ前進をしていただきたいというふうに思います。

その次の、他の地域での住宅の造成、この点はどう考えておられるか、今後の計画はあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 次、さくらタウン以後の計画があるのかというような御質問でございますが、当初から、まずは遊休化している町有地の有効活用、付加価値を付けてそして地域活性化

につなげていくという目的でまずはさくらタウンということで藤田地区を今やっているところでございます。その後は、三加和地区のふれあいの広場ですか、そこが面積的にもほぼ平坦でありますし、取り組みやすいというふうに私は考えております。やはり1か所に集中してはしないように、ある程度この分散させるというか、そういう形での対応が私は良いというふうに思いますので、できることなら第2段階としては三加和地区の春富地区にありますところの土地を有効活用でぜひ取り組んでいきたいと考えております。

ただ、今回この藤田地区の老人福祉センター跡の開発にするに当たり、余りにも費用が予想を遥かに超えた状況で大変御心配もいただいておりますので、よくよくニーズに、どのようなニーズがあるのかといったアンケート調査なりいろいろな情報を集めて、しっかりと検証をしながら第2弾は進めていくべきじゃなろうかというふうに思っております。

まずは、今開発をやっているところを全力投球を挙げたいというふうに思っております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 私は、次の段階でやっぱりこの藤田さくらタウンこれはもう販売の段階ということですね。その次の段階をもう計画されていかなくては、今の若い方々の町外への移動ということがどんどん進んでいくのではないかと思います。

なぜかという、この前若い方々がやはりその宅地がないと、建てように建てられるところがないというようなお話も聞きます。それ故に、山鹿、南関、また玉名というような結局町外へ出て建てるというような、何かしらそういうような雰囲気では若い方々が思っておられると私は聞きました。そういうことで、やはりここの地元に残すためには、宅地やスムーズに家が建てられるような土地条件、これを作らなくては定住促進にはならないのではないかとというふうに思います。

それ故に、宅地これをやっぱり作らんといかん。宅地だけではなくて、そらまたアパート関係とかなんともあるかもしれませんが、やはり家を建てるためにはスムーズな宅地が必要ということでもあります。それ故に宅地を作らんといかんということでございます。

それと今、こういうような御時世でございます。新型コロナの影響ということで、福岡、東京、大阪、名古屋、大都市ですね、今仕事をテレワーク、それからオンラインで実際的にもう会社に行かなくても自分のところでできるというような流れになってきております。そういう中で、電車にもまれて通勤するよりも、地方に行って空気のきれいなところで仕事ができるような時代に入ってくるのではないかとというような気がしております。また、そういう方々も実質的に東京あたりではおられるというようなお話もテレビ等で聞かれます。そのためには、やはりそういうような場所を作りながら、そのために宅地ということが必要ではないかとというふうに思います。

それと、後でこの空き家対策ということでお尋ねしますが、それにも関係をするというふうに思います。

そういうことで、私はこのさっきも森議員からのお話のように、チャンスを迎えるという方策、これは新型コロナによつてのチャンスでもあるかもしれない。そういうことを勘案して、今後この宅地造成進めて早く計画を立てながらやっていただくと、今さっき今後の第2弾としては、春

富の集会センターあたりも考えているということでございます。私は春富も確かに必要です。緑も必要です。また神尾もですね。私は神尾小学校の跡地の企業誘致、これが来るならばそれに向かつての住宅設備、これも一つの案ではなかろうかというふうに思います。特に農就センターの解体跡地と、そういうことも勘案して十二分にこの宅地造成これを先行的にやっていただきたいと、やるべきではなかろうかと思いますが、どうですか町長。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま庄山議員から宅地造成は町の定住化になくではならん要素だと、早急に進めるべきだというような御提案をいただいたところでございます。確かに、やっぱり住む場所がないと人はなかなか来ないということで今やっているわけですので、その辺は全くそのとおりであると私も思います。定住促進を図る、そしてテレワークの時代になり、今、通信ケーブルは光回線が整備されておりますので、自宅にいながらにして仕事をすると。確かにおっしゃったように、この前、ポツンと一軒家というテレビを見ていたところが山のてっぺんで、自分は山のてっぺんにいて仕事場は東京のど真ん中にあると。そこは通信回線をつないで仕事をやっておられるというのがあっておりましたけれども、まさに夢のような仕事の、山のてっぺんでポツンと一軒家で仕事をしているというようなこともできる時代になっておりますので、今、庄山議員がおっしゃったのは、まさにそれと全く一緒かなと今思い出したところでございます。そういった、今企業誘致も進めておりますので、その辺との兼ね合いもあります。しっかりちょっとそこをいろいろ検討資料を集めて対応担当課でやっている状況でございますので、その辺の検討を早急にするべき、これはするということで検討を急ぎたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） この要旨の1、これは前向きに一応やっていたく。そして、ほかの菊水地区の消防署裏あたりも、これは前町長の時代だったかと思いますが、目的は住宅ということで、それを計画をされて実際に購入をしているわけですから、この点あたりもはっきりいつ頃ぐらいにはやるというような計画書をもってやらないと、なかなか言っているばかり、検討しますでは前には進みませんから、ぜひこれ頭の中に入れながら、計画書をつくりながら、予算も必要ですから、それに向かつて前進をしていただきたいというふうに思います。

1番は以上で終わりたいと思います。

2番目に対して、約35日、4条、5条の許可申請は35日から40日くらいというようなことでございます。その前に、私はこの宅地にするためには農地の除外、これもあります。それに向かつて、去年、私はちょうどある人から頼まれて、農地から5条の許可の申請まで、一応ずっと携わってきましたが、やはり約1年近くかかったわけです。農業委員会に出すまでには相当かかったと。それを、これは農業委員会だけではなくて農林振興課にも影響いたしますが、農振地除外、これに相当暇がいるというようなことで、それが素直にできて6か月、会議が2回というようなことで、その点をもうちょっとばかり簡素化すれば、この5条の許可あたりもスムーズにいくの

ではないかというふうに思いますが、ちょうど農林振興課の課長もおいでですので、その点どうですか。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 庄山議員の農振地除外のことでということでお受けしていいかなと思いますけれども、除外申請につきましては、議員、昨年度最初から最後までお手数をおかけしている関係もございますし、十二分に御理解いただいているとは思いますが、農振地の編入については速やかにいく案件が多ございます。ただ、除外となりますと、やはり農地を守るという大前提がございます。近年は特に除外に対しての町での審査を受けた後のその後の熊本県の政局あたりとの折衝あたりも非常に厳しくございます。時間も要することになっております。やはりそれだけ慎重に農地のほうを守っていないと、和水町ではあってはおりませんが、他の地区ではいろいろな事件、事案も起こっております。そのようなところから、どうしても慎重審議を必要としておりますので、現在のような期間を要するものだと思います。答弁になっていないかとは思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9 番 庄山君

○9 番（庄山忠文君） なかなか農林振興課としては農林を振興するというような立場、それから、今この住宅促進に対しては宅地にするぞというような非常に相反するような中身でございますが、今の中身として、本当に農地として多くその土地、宅地でもできるような農地と、このすみ分けあたりは、大きな市あたりは都市計画とか何とかができるかもしれませんが、田舎のこの和水町ぐらいではなかなかそれができないと。しかし、これは町長判断である程度のことはできるのではないかと思います、その点どうですか、町長。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 農振地除外、要は農振地の設定につきましては、現在5年に一度の全体見直しを行っております。現在、昨年庄山議員ところでお世話になった部分は個別見直しということで、全体見直しする中で農振地を全体的に見直して編入したり除外したり、また農業用施設をその中に編入したりと、いろいろなこともございます。おっしゃられたとおり、この辺を町として宅地造成をしますよとかという計画とか云々があれば、またそれも1つの協議内容にはなるかとは思いますが、その辺に対しましても、この協議に対しましては1年以上、1年半以上の各関係機関との折衝があって、それを全体計画として町の推進委員さん、県、国というような形で数度において現場及び図面等で御確認をいただいて、その旨で全体計画を変更するというような形でございます。いろいろな先ほど議員もおっしゃられたとおり、農地を守るため立場ですが、農地を守るからには農業用住宅も後継者ということでもやっていかななくてはというところもあります。痛し痒しのところもあるかとは思いますが、やるべきできる範囲での

努力はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9 番 庄山君

○9 番（庄山忠文君） 要旨の2番、非常に農業委員会、農林振興課、また努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは要旨3の空き家対策に対しての町の登録、それから、その後の対策ということで、件数当たりも今報告をされました。非常にスムーズに一応いってるなと私は今感じたわけでございます。今後、その対策として空き家に対しての造作というのですか、その事業がなかなか町民の方々にはまだ分かりきっていないような感じがちょっとしております。非常にいい内容ですので、PRをしながら進めていただくなればというふうに思います。それと、空き家対策に対して、家を借りながら農業もしたいというような方もおられるかもしれません。その中で、農地のセットプランといいますか、家も貸します、農地もこれだけつけてあげますというようなセットプラン的な構想といいますか、そういうものをすれば定住促進の1つの方向性としてできるかなというふうにと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、今現在、空き家としましてはホームページのほうで18件登録しております。この18件の中がいろいろ制約がありまして、先ほど町長の答弁にありましたように1年間で9件の登録ができております。このPRの仕方といいますか、空き家の見つけ方としましては、昨年度から地域おこし協力隊のほう町の方におりますので、地域おこし協力隊のほうで地元の区長様とかと話をして、空き家の情報を集めながらこの登録件数等を増やしております。今後も同じように、この空き家バンクの情報をホームページに流したりということで広めていきたいなということでPRはやっていきたいと思っております。

2点目の農業もしたい人のということで、実は、今現在で空き家バンクに登録した家も、隣接する農地につきましては一緒に契約ができるようになっております。同じように農業委員会のほうで許可は要りますけれども、登録した物件の隣接する農地で、農業委員会が認めれば農地とセットで売買もしくは賃借ができることになっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9 番 庄山君

○9 番（庄山忠文君） セットであれば、今農業委員会の中でも農業者とみられるのは、前は50アールと、今は落として30アールになると思います。30アールくらいなら非常に簡単に借りられるというようなことで、農家として1つの核としてできるわけですから、素人、素人と言ってはいけませんが、よそから来た方々にも家がついている、3反ある、それならば農家としての基礎

ができる。そして、またそれにプラスの、田んぼ5反借りるならば、またそれについていけるというような条件設備、これができると思いますので、ぜひその辺りも1つのPRの中に入れていただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 庄山議員、今のところ、今、前まで30アールだったんですけども、今変わっていますので、ちょっと答弁させましょうか。空き家バンクの登録をされたときに農地がついてる場合には、面積が下限されているんです。そこを答弁させましょうか。

○9番（庄山忠文君） そうですか。今変わっているそうですから、その答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

農業委員会事務局長 松尾君

○農業委員会事務局長（松尾修君） ただいまの庄山議員の空き家に附属する農地の件について回答させていただきます。

和水町農業委員会では、平成30年8月1日から空き家に附属する農地ということで、別段の先ほど30アール、3反ですけれども、30アールの耕作面積がない方には農地が売買であるとか、賃借ができないということに基本なっておりますけれども、これを特別に、別段面積を取扱い基準を設けまして、1アール、基本的に1アールです。実質ないような感じなんですけれども、先ほどまちづくり推進課長のほうより答弁がありましたように、空き家バンクのほうに登録をしていただいて、その折に農地と一緒に登録していただきます。そして、それを1回農業委員会でこれは1アール以上の分でいいかということで申請をいただき、総会で許可が出ましたらまた1回お返しをして、そしてその次は3条の許可ですね、売買であるとか賃借であることの2回手続きが要りますけれども、出しての許可と、今度は買いたいということで売手と買手、または貸手と借手ということで2回の申請が要りますけれども、1アール以上ということで基本耕作面積を下げておりますので、特別にですね。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 定住促進、3要旨、非常に皆さん方がお答えをしていただきまして、分からない点、分かった点、分かりました。

それでは、その次の質問をいたします。項目2、農林業の発展についてということで、要旨1、新型コロナウイルスによる農業の打撃が進んでいると思われるが、町として今後の対応はどうか。要旨2、木材の価格の低迷で林業が厳しいが、経費減少に向けて林道、作業道の整備を町単独事業としてやれないか。3、農業者不足による農地の荒廃が続いているが、その対応は今後どうされるのか。3点お尋ねいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 庄山議員の質問にお答えいたします。まず1点目、新型コロナウイルスによる農業への打撃が進んでいると思われるが、町としての今後の対応はどうかということ

ですが、まずは緊急事態宣言後、速やかにＪＡ玉名・玉名酪農農業協同組合及び各種生産者部会と情報交換を行ったところであります。その中で、飲食業営業自粛、学校休業による影響を受けていると判明をいたしました。県産牛肉・乳製品・スイカにつきましては、消費拡大運動として職員による購入協力を農林振興課より行っております。また、花見・卒業祝い・入学祝いの席に食材として提供される予定でした野菜類についても影響が大きいと、各方面に御協力をお願いしまして、販売促進を行っているところです。

今後の対応といたしましては、まずは国において農業者に対しての持続化給付金が現在制度化されましたので、認定農業者を中心にいたしまして関係農家に情報を提供しているところです。この制度を積極的にＪＡ玉名と連携して、今後も給付に向けての対応を推進してまいりたいと思います。

次に、町独自の方策としましては、国の大型第２次補正が閣議決定されておりますので、臨時支援交付金を利用して次なる一手も検討し、生産現場を守り、農業振興を図りたいと考えております。詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

次、２点目、林業の関係の点でございますが、木材の価格の低迷で林業が厳しいが、経費減少に向けて林道、作業道の整備を町単独事業ではやれないかとの質問の件につきましては、国産材の価格は庄山議員おっしゃるとおり、昭和55年をピークとしまして長期的には下落傾向にあり、平成21年以降は下落したままの価格で、ほぼ横ばいで推移している状況にあります。参考までに、農林水産省が公表をしております木材価格を申し上げますと、ピーク時の昭和55年においては、１立方当たり単価で杉が３万9,600円、ヒノキが７万6,400円でありましたが、平成29年には杉は１万3,100円、ヒノキが１万8,100円となっており、杉で３分の１、ヒノキで４分の１に下落している状況です。このようなことから、今後、森林整備を進めるには、庄山議員がおっしゃられております経費削減を行った上での森林整備が重要と認識いたしております。このため、平成31年４月１日に施行された森林経営管理制度を踏まえて、現在この森林所有者に対する意向調査を実施しております。施業集約化に向けて取り組んでいるところであります。この施業集約化には林道、作業道といった路線網の整備が必要不可欠であります。令和元年度からも森林環境譲与税が譲与されておりますので、この譲与税を活用して路線整備も含めた上、集材路、そして森林整備を行っていく必要があると考えております。詳細につきましては担当の課長のほうから説明を申し上げます。

次、３点目は、後継者不足による農地の荒廃が続いているという質問でございます。農家の高齢者及び担い手不足は農業振興を図るためには大きな課題と捉えております。これまで町では現時点までに具体的にはどのように考えているかと申しますと、ベテラン農家の方を現在就農している若手農家の相談窓口として豊富な経験により知り得た知識を後継者につなぎ、若手農家の育成、安定した農業収量の確保及び気候変化に的確に対応するためのＡＩ等の導入、そしてまた適切な営農管理のためには、定期的な経営状況調査・指導・判断、また労力不足を解消するための将来を見据えた圃場・施設・園地の整備、昨年から進めておりますスマート農業もこの一環と考えております。ドローンによる防除では、農業者自身に対する農薬散布等による健康被害の防止

及び労働力不足解消、時間短縮のため導入を進めており、操作指導者においても和水町在住の農業法人及び若手農業者において育成指導を推進しているところであります。

次に、有害鳥獣被害対策としましては、有害鳥獣被害対策として防除・駆除の両面からサポートを強化し、身近な対応が大きな効果となる「えづけストップ!!」を、今後もさらなる周知のために説明会・座談会に力を注いでまいります。

農地の荒廃解消対策事項につきましては、耕作放棄地にセンダンの植林を検討いたしております。センダンは杉やヒノキが伐採期を迎えるまでに30年から50年ほど必要といたしますが、センダンは成長が早く、比重が高く乾燥後の品質が安定して15年から20年で伐採できるもので、「早い成長」「品質の安定」「木目の美しさ」が特筆されるところです。熊本県においても、育林研究が進められておりまして、福岡県にあります大川家具においても着目し、ハイブリッド材として利活用されており、さらなる重要な供給が期待されております。土壌・水分がよい耕作放棄地などは植栽地として適していると考えられます。こうした取組を通しまして、農地の荒廃の未然防止と荒廃地の有効活用を今後取り組みたいと思います。

以上でございます。後は担当課長より答弁を申し上げます。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 庄山議員の（1）の質問に答えさせていただきます。最初に、町長も申されていたとおり、緊急事態宣言後に和水町農業の状況把握ということを経まずは調査せねばならぬということで、各農業団体の部会長さんやその他JA玉名関係部署等との情報交換を行いました。その結果、何をすべきかということを検討しましたところ、牛肉・乳製品・スイカ等の販売促進を、微力ではございますが職員各位に御協力を求めまして行っております。同時進行で、新型コロナウイルス感染防除対策として何が効果的、何が必要なのかということで直接現場に出向きまして、生産者または各施設のほうにお話を聞きにまいりました。町内のほうでは3か所ある集出荷・選別施設への防除対策として、今回布マスク・アルコール消毒液・フェイスシールド、また起こってはならないことですがということで、感染が発生したときのための施設消毒時に必要となります防護服・手動噴霧器等を配備するように計画し、現在準備を進めているところでございます。

今後の対策としましては、先ほど町長も申されたとおり、持続化給付金の推進ということで考えております。それから2次補正があるということでございますので、臨時支援交付金の活用などを再度精査し検討しております。

次に、これは5月20日に発表されたばかりではございますが、九州農政局のほうから今回御紹介がございました「高収益作物時期作支援交付金」制度が申請されました。対策のポイントとして、新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花卉・果樹・お茶等の高収益作物について、時期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげるものということで、具体的に申し上げますと、制度に基づき取り組みますと、反当たり5万円、和水町においては中山間地域もございますので、中山間地域

につきましては1割が加算され、反当5万5,000円の定額支援を受けることができます。この制度は、先ほども申しましたとおり5月20日に制度が作られ、やっと農政局のほうから情報を頂いたところでございます。しかしながら、非常に農業のほうも経営が圧迫しております。協議会を必要とし、農林水産省から協議会を通じて生産者のほうにこの交付金のほうが流れるような制度でございます。このことにつきまして、農林振興課のほうで特命もちまして、スピード感のある対応ということで現在進めているところでございます。

2番目の質問に対しての御質問への御回答でございます。先ほど高巢町長も申されていまして、とおり、施業集約と路網整備が林業の活性化には必要不可欠と考えております。その中でも、作業道、特に集材路の開設が経費削減の大きな要因となると思います。財源としては森林環境譲与税の活用が一番有効と判断しております。林野庁の指針で、この森林環境譲与税の使途についても示されております。基金のほうに使う使途としまして、和水町としましては1番に路網整備、2番に緊急を要する森林整備、3番に主伐に対する補助というような形を考えております。既存の国県補助事業に対しましては、この譲与税を充てることは望ましくないというふうになっておりますので、補助対象である簡易的な作業道、いわゆる集材路を町単独事業として整備を進めさせていただき、その費用に先ほど申しました森林環境譲与税の一部を充てさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 新型コロナウイルスによる打撃ということでちょっと私が申し上げますと、この和水町では生産されている農業関係、それから果樹関係、一番打撃が大きかったというその品目があります。それは青果向けのタケノコ、それから加工用のタケノコ。これはJA玉名のタケノコ生産の現状でございます。今年度単価ですね、キロ当たりの単価、これが前年度に比べて64.3%、金額も前年度に比べれば74.5%、金額が令和2年産総額、今年度1億9,459万6,446円、令和元年度の金額、売上ですね、これは2億6,000万円、いかに令和2年度の減収になっているかということです。もう単価も64.3%ということで、非常に安いと。これはやはり青果として、4月の花見、この弁当にはその季節感を味わうために新タケノコの消費というところは非常にこれはのびていたわけです。特に出荷先あたりは東京、大阪、大都市、福岡もあります。そこに持っていても、こっちのほうから生で送るわけです。向こうで炊いて弁当の1つのだいとして入ると。しかし弁当がいけないならどうしようもないということで、青果向けが非常に厳しかったと。それに加えて加工、これもなかなか売れ筋も悪いと。今後、加工しても本当に売れるのかなというような加工業者さんのお話です。それ故に単価を下げ、つめんならば会社がうっ倒れると。これが現実ではなかろうかと思えます。そういう事情で非常に農家のタケノコ生産者、このタケノコ生産者が三加和で171名、菊水地区では22名、この方々が農協出荷でございます。商社、市場等に出される方もそのほかにおられると思えます。合わせれば約200名からの生産者ではないかというふうに思えます。非常にこの金が、これは外貨収入ですね、タケノコ。東

京からこちらのほうに来る金、そしてその金をここに物を買ったりおかずを買ったりと、そして商売の方々の回転ということになります。それが減っているということでございますので、非常に厳しいということが現実ではなかろうかと思います。それと、菊水地区においてはスイカが、非常に一番初めは出が悪うございました。その後、どうにか持ち直して、約生産販売高、9割まで持ってこられたと。1割が厳しかったということで数字が上がっております。しかし1割、厳しかったということは一緒でございます。それと牛肉。これもやはり菊水地区、三加和地区、肥育関係、これが2月3月は1割から2割ぐらいの減収と。しかし、3月4月になって3割4割、どうろこうろしたら5割というような減収だったと。ちょうど南関地区の小原支所に、農協の畜産の部がありますが、そこでお尋ねしたところ、そういうような流れでございました。ただ、単価的に4割ぐらいきた後、その牛は約2年前、3年前に購入している牛です。そのときには非常にもと牛の子牛が高かったと。それを換算すると4割とか、それ以上に厳しいということなんです。だから今農業、もう何らかの形でということで補助をしないと、今後の生産体制に何らかの形はせざるを得ないかなというふうに私は思います。ただ、今課長が申し上げられたように、補助事業が、これは高収益作物時期作の支援交付金ということで、これは第1次補正予算での予算が組まれていると。これが、今この内容的な説明が今来たというようなことです。結局、今来てもこれは非常によかったと私は思っています。しかし、これをスムーズに流すためには、それは1か月か2か月ぐらいかかるかもしれません。農林振興課においてはこれをスムーズに農家あたりの徹底と、これの実行をぜひやらないといけないというふうに思いますが、課長も先ほどやるということでございますので、1つの安心感を持ったところでございます。そういうことで、農業振興の1つのコロナ対策に対して、また、今後次の作物に希望を持つような施策、これはここにも出ておりますが、町としてもそれはぜひ頭の中に入れてやっていただきたいというふうに思いますが、その点、再度ですが、もう時間もございません。後の問題も私は聞きたかったのですが時間がございませんので、その点だけ町長の御回答をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいまは農業関係に関しますコロナ感染症におけるところの事情を詳しく御説明いただきました。ほかの商工関係よりも農業関係はどうしても遅れて今その辺が出てくるということで、私はこの辺はちょっと遅れてくるなと、その辺の状況を見ながら、次の一手は私も必要だというふうに考えております。だから、どのような形に、2次の補正予算も計画されておりますので、そういったところをしっかりと活用しながら、JA辺りとも意思疎通を図って、情報収集を図りながら対応すべきところは対応していくようにしてまいりたいと思います。再生産が可能な体制をいかに作ってやるかということが基本であると思いますので。

○議長（蒲池恭一君） 最後にどうぞ。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） あと1点だけお願いします。林業関係で林道、それから先ほどもちょっと申し上げましたが、環境税でこれが去年から今年までできております。約残金も基金もあります。

今年度900万円程度、森林組合の補助事業の中で単独でできる事業ですね、林道、それから作業道、これは道だけならば町でしかできないわけですね、県の補助対象にはなりませんので。その点、今後この町単独での環境税を使いながら、ぜひ経費節減のために、これがなくては森は死んでしまいますから、その点をぜひ作っていただきたいと思います。

最後になりましたが、すみませんが時間を越しました。どうもありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

12日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

散会 午後4時40分